

# さいたま市街路樹維持管理基本方針



令和4年7月

さいたま市

## 目次

I. 背景・目的.....	1
1. 基本方針策定の背景.....	1
2. 基本方針策定の目的.....	1
II. さいたま市における街路樹の現状 .....	4
III. さいたま市における街路樹の課題 .....	5
IV. 基本方針 .....	9
1. さいたま市街路樹維持管理基本方針 .....	9
2. 取組方針 .....	9
V. さいたま市街路樹維持管理基本方針の推進.....	16

# I. 背景・目的

## 1. 基本方針策定の背景

さいたま市では、街路樹の多くが植栽から数十年を経過し、大径木化、老木化したことで課題が顕在化しています。具体的には狭い歩道における街路樹の根上りや通行箇所の狭窄、強風時等の倒木や落枝による危険の増大などの課題があり、中・長期的視野での対策が必要となっています。

## 2. 基本方針策定の目的

さいたま市における街路樹の背景をふまえ、基本方針策定の目的を以下のように定めます。

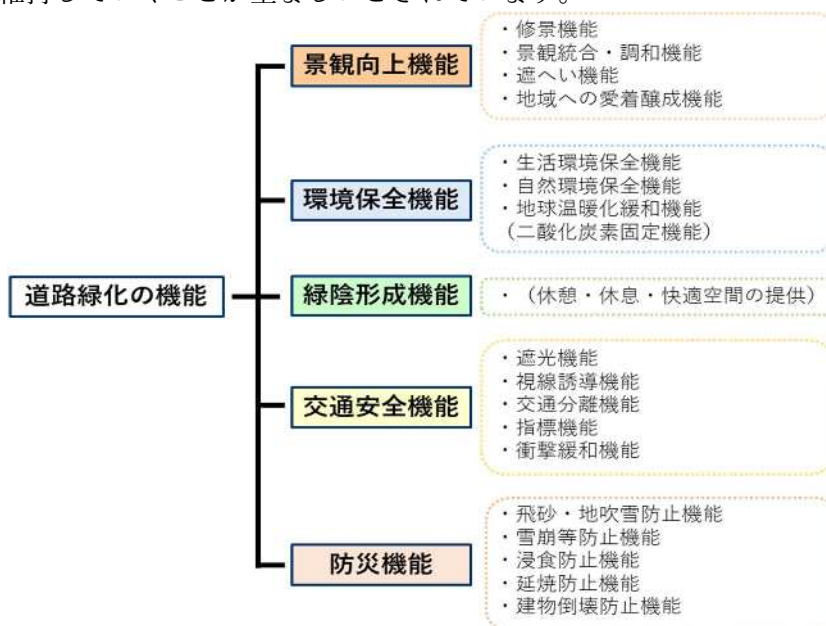
### 基本方針策定の目的

街路樹の機能を十分に発揮しながら望ましい形で維持していくための考え方を整理し、維持管理基本方針としてまとめることとする。

なお、以下に街路樹の機能を記します。

### ■街路樹の機能

街路樹は、道路交通機能の確保を前提としつつ、植樹帯や歩道等へ設置され、景観向上機能など多様な機能を発揮しています。街路樹の維持管理にあたってはこれらの機能を十分に発揮できるように維持していくことが望ましいとされています。



出典：「道路緑化技術基準・同解説」（平成 28 年）

### ① 景観向上機能

道路緑化に特有の機能であり、①修景、②景観統合・調和、③遮蔽、④地域への愛着醸成に分類される諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道を含めた地域全体における良好な景観の向上を図るものです。



統一性のある街路樹による修景  
(市道 L-717 号線、緑区)



地域への愛着をよぶ花木等  
(市道 10360 号線、さくら通り)

### ② 環境保全機能

保全環境として、①沿道住民が生活の場となる生活環境、②道路周辺の野生動植物の生息及び生育空間となる自然環境、③地球温暖化やヒートアイランド対策が必要となる地球環境に分類され、各環境に求められる保全に寄与するものです。



道路沿いの環境施設帯(埼玉県)



地域の植生を取入れた道路植栽(東京都)

### ③ 緑陰形成機能

樹木の樹冠が上空を覆う、いわゆるキャノピー（天蓋）効果によって緑陰を形成し、寒暖や乾湿等の変化を緩和し、道路利用者に通行時の他にも休息や休憩等の快適な空間を提供するものです。



緑陰の形成  
(一般県道東門前蓮田線、見沼区)



駅前広場における休憩空間の提供  
(市道 E-193 号線、浦和区)

#### ④ 交通安全機能

道路施設としては最も直接的な機能であり、①遮光、② 視線誘導、③交通分離、④指標、⑤ 衝撃緩和に分類される諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与するものです。



交通分離（東京都）



整然とした街路樹による視線誘導  
（市道 L-717 号線、緑区）

#### ⑤ 防災機能

異常気象時等において、①道路周辺からの飛砂や吹雪等による交通障害を防ぐとともに、② 道路が風雨等に侵食されることを防止するものです。また、地震等の災害発生時に、直接的ではないが③火災延焼や④建物倒壊を防止するものです。



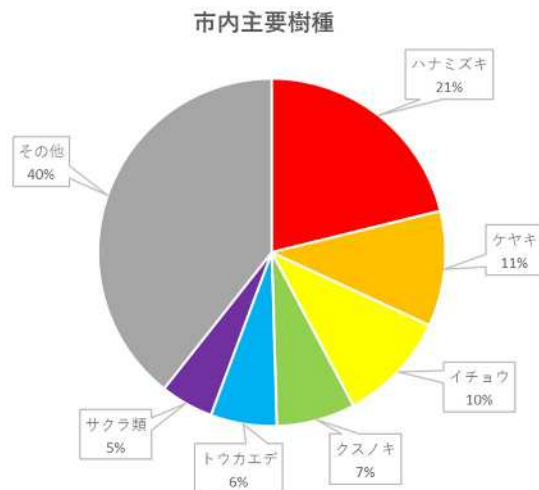
災害発生時に建物倒壊防止に機能した例

出典：防災公園技術ハンドブック（（財）都市緑化技術開発機構他 平成 12 年）

## II.さいたま市における街路樹の現状

### ① 街路樹の本数・樹種

さいたま市には、令和4年現在、中高木合わせて約28,000本の街路樹が植えられています。最も多い樹種はハナミズキであり、さいたま市の木であるケヤキをはじめ、大径木化しやすいイチョウ、クスノキ等も多く植栽されています。



### ② 街路樹の管理

通常の維持管理は、造園などを専門とする市内の業者に維持管理業務を委託し、年間を通じて樹木の剪定等を実施しています。その他現地の状況に応じて個別に剪定や伐採、補植などを実施しています。また、必要に応じて街路樹診断を実施し、健全性が低い樹木は伐採などの対応も実施しています。

### ③ 街路樹維持管理予算の推移

さいたま市の街路樹管理業務に計上される予算額は維持管理費用、平成30年度以降は街路樹診断業務費用等を含み、年々増加し令和3年度は約9億円となっています。



### III. さいたま市における街路樹の課題

さいたま市における街路樹の現状を把握するため、街路樹台帳、街路樹診断及び現地調査の結果等をもとに、課題の抽出を行いました。

#### 課題1 街路樹の大径木化による道路空間への不適合

##### 課題1-1 歩道における適切な有効幅員及びスムーズな歩行者通行の確保が困難



狭隘な歩道（一般国道 463 号、埼大通り）

歩道の安全な通行、道路のバリアフリー化を推進するうえで有効幅員の確保が必要ですが、狭い歩道に街路樹が植栽され、幅員が確保できず、すれ違いがしづらい状況が確認されています。



根上りによる段差

（市道 10709 号線外、宮原駅前通り）

根上りによる亀裂

（主要地方道さいたま川口線、第二産業道路）

街路樹の大径木化に伴い、歩道下に侵入した根が舗装を持上げることによる段差や凹凸が発生し、歩行者等の通行の障害となっています。

## 課題 1-2 道路交通への影響や沿道の民地への越境



建築限界の越境（左：一般国道 463 号、埼大通り 右：市道 10709 号線外、宮原駅前通り）

建築限界とは道路の安全、円滑な通行のために車道、歩道とも構造物を設置しない区域のことですが、街路樹が大径木化した区間では、建築限界への越境が確認されており、道路交通に影響をあたえる場合があります。



街路樹と架空線の干渉

（左：市道 10709 号線外、宮原駅前通り 右：主要地方道さいたま川口線、第二産業道路）

照明や標識などと近接し枝葉と干渉するおそれがあるものや架空線と樹冠が干渉しているものがあり、交通安全上及び維持管理上の支障となっています。





民地境界の越境（左：一般国道 463 号、埼大通り 右：市道 10709 号線外、宮原駅前通り）

枝等の民地への越境が確認され、多くは細枝の小規模な越境でしたが、一部では大きく張り出している場合も見られました。

### 課題 1-3 樹形の崩れ、樹勢の衰えによる街路樹としての景観向上機能等の低下



強剪定された樹木  
(主要地方道さいたま川口線、第二産業道路)



樹勢が低下した樹木  
(市道 10709 号線外、宮原駅前通り)

大径木化し過ぎた街路樹は、道路交通機能の妨げへの対応や樹木同士の干渉を防ぐために強剪定等を行った結果、樹木本来の樹形が保てず、また樹勢が低下することがあり、道路緑化の機能、特に景観向上機能が十分に発揮されない場合があります。

## 課題2 街路樹の老木化による健全性の低下

### 課題2-1 幹・根・枝の枯れ・腐朽などによる倒木や落枝

---



倒木発生の事例  
(一般県道鴻巣桶川さいたま線、旧中山道)



幹の腐朽の発生  
(市道 10709 号線外、宮原駅前通り)

大径木化に伴う強剪定による樹勢の衰えや、老木化等により腐朽し弱くなった樹木の倒木、落枝が発生しています。

## 課題3 維持管理費の増大

### 課題3-1 大径木化や老木化による維持管理費の増大

---



落葉の清掃 (一般国道 463 号、埼大通り)



落葉の堆積 (市道 10709 号線外、宮原駅前通り)

大径木化や老木化により、剪定、伐採、落葉の処理及び鳥害・虫害等の対応等にかかる維持管理費用が増大しています。限られた予算で維持管理をする必要があり、今後適切な維持管理を継続することが困難になる恐れがあります。

## IV. 基本方針

### 1. さいたま市街路樹維持管理基本方針

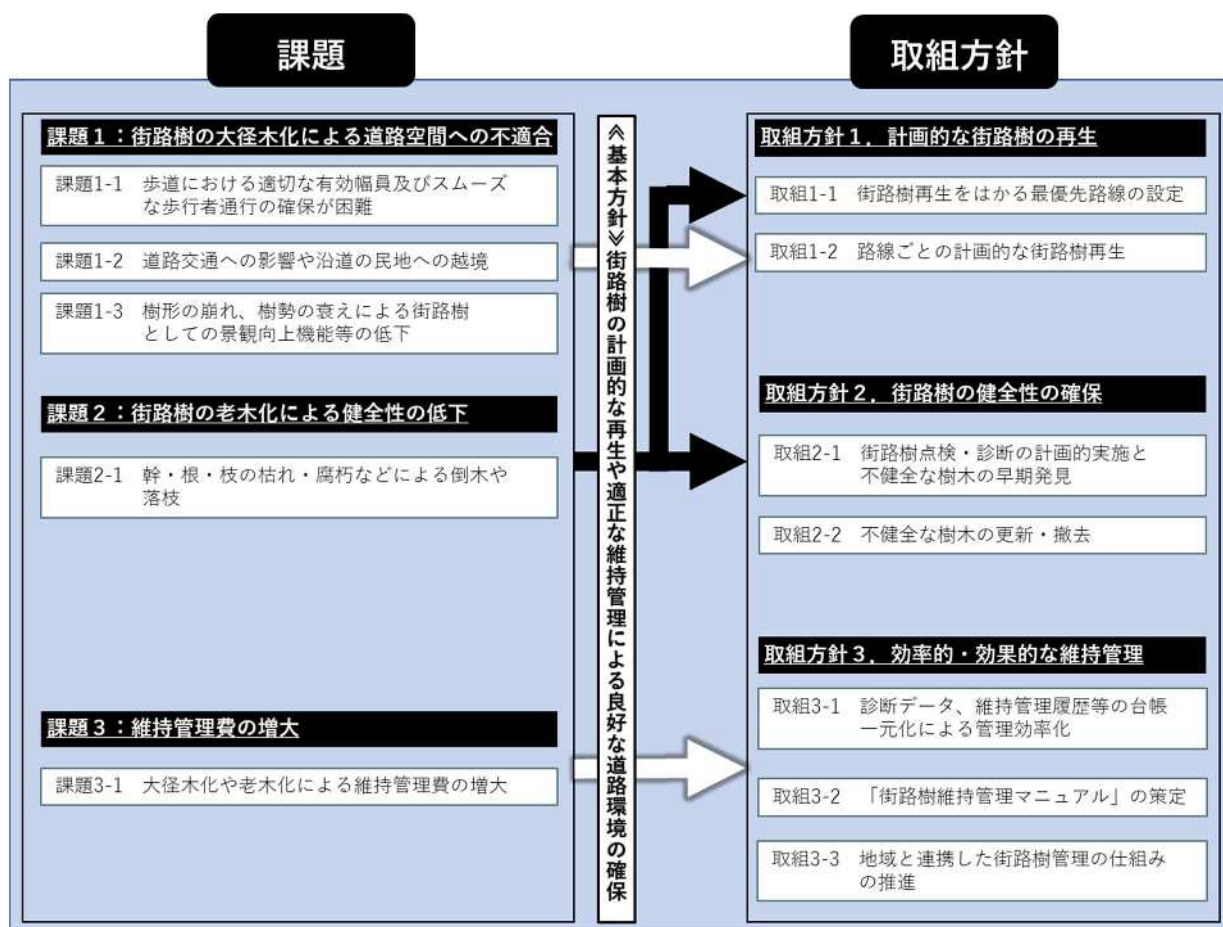
さいたま市では、今後の街路樹維持管理にあたり、街路樹の課題に対応し、あるべき街路樹の目的や景観向上機能など多様な機能を十全に発揮させることを目標として以下の通りに定めます。

#### 基本方針

街路樹の計画的な再生や適正な維持管理による良好な道路環境の確保

### 2. 取組方針

基本方針を達成するため、前項で整理した課題の対応として3つの取組方針を定めます。



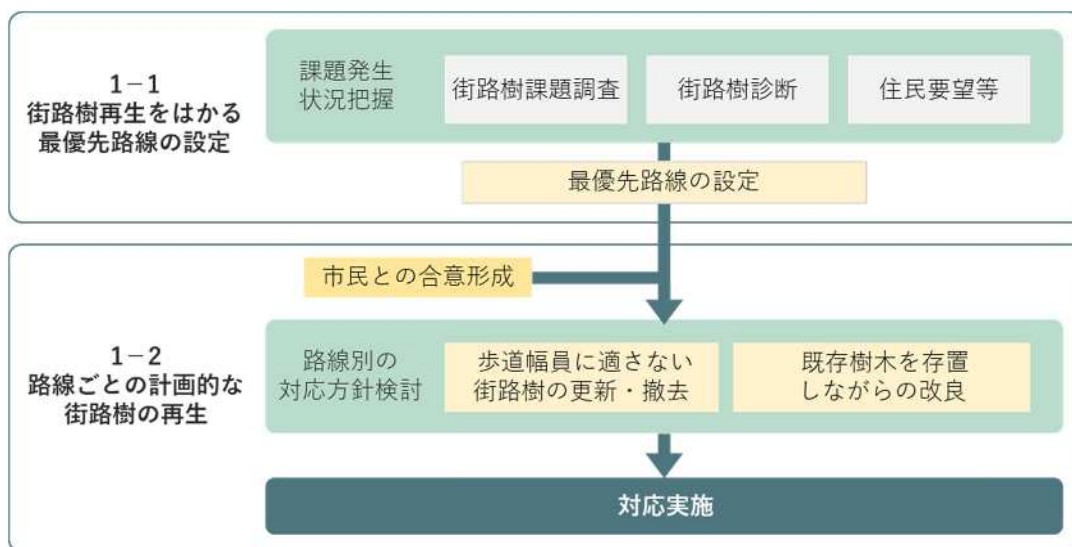
## 取組方針 1 計画的な街路樹の再生

取組1-1 街路樹再生をはかる最優先路線の設定

取組1-2 路線ごとの計画的な街路樹の再生

計画的な街路樹の再生は、街路樹の大径木化による道路空間への不適合、老木化による健全性の低下など路線全体の課題に対して、街路樹の更新、撤去、改良により、中・長期的な対応策を実施するものです。

### 【計画的な街路樹の再生の取組フロー】



### 取組1-1 街路樹再生をはかる最優先路線の設定

街路樹再生を最優先に実施する路線は、街路樹の課題調査、街路樹診断、地元要望等をもとに課題発生状況を踏まえて設定します。

課題の項目		優先検討すべき条件
街路樹課題調査	樹形	大径木化にともなう強剪定、樹勢衰退等による樹形不良が発生
	樹形管理	大径木化し、剪定しても支障となる街路樹（建築限界越境・民地境界越境・施設干渉等）が連続的に発生
	樹木同士の干渉	植栽間隔が狭小で樹木同士の干渉
	有効幅員	植樹箇所で2.0m未満が連続的に発生
	根上り	根上りによる舗装、縁石の持上り等で通行障害が発生
	街路樹診断	不健全・不健全に近い街路樹が多発
	地元要望等	街路樹の課題による地元自治会等からの要望

## 最優先路線の設定

最優先に計画的な街路樹再生を検討する路線として、街路樹の課題調査、街路樹診断、地元要望等をもとに3路線を設定しました。

路線	主な樹種	課題の概況	備考
一般国道 463 号 (埼大通り)	ケヤキ ユリノキ	有効幅員が狭隘、根上り等発生、 民地越境、建築限界越境	地元要望
市道 10709 号線外 (宮原駅前通り)	サクラ ハナミズキ ユリノキ	老木化、根上り発生	地元要望
主要地方道 さいたま川口線 (第二産業道路)	ユリノキ	根上り発生、建築限界越境	地元要望

さいたま市内の代表的な街路樹路線



国土地理院 地理院タイルに該当路線を追記

## 取組1-2 路線ごとの計画的な街路樹再生

計画的な街路樹再生を検討する路線については、以下の項目に留意しながら計画を策定していきます。

### (1) 市民との合意形成を通じた方針検討

道路植栽の形態、樹種選択などについて、必要に応じてワークショップなどを通じて市民との合意形成を図り、計画を策定します。

### (2) 歩道幅員に適さない街路樹の更新・撤去

安全・円滑な歩道通行に支障が発生している場合、街路樹の更新、植栽手法の変更、または植栽帯の撤去等の対応を検討します。更新等に当たっては地域住民等の意向に配慮し、街路樹の機能を踏まえて計画的に実施します。

#### ① 街路樹の更新や他の植栽手法への変更

街路樹の更新にあたっては、既存樹木と同じ樹種に限定せず、道路空間、生育環境、管理上問題となる樹種特性、求める街路樹の機能に適合した樹木を選択します。

また、歩道幅員がきわめて狭隘な場合など、樹木の更新でも解消が困難な箇所では高木を撤去し、低木、ロードトレリス、地被等の、狭幅員で可能な緑化へ変更することを検討します。



老木化した街路樹を更新し、踏圧防止版を設置し有効幅員を確保した例（横浜市）



ロードトレリスとつる性植物の緑化例（東京都）

## ② 植樹帯・植栽の撤去

有効幅員がきわめて狭隘で植栽の余地がない場合は、撤去後再舗装し、道路緑化のない歩道に改変することを検討します。



老木化した街路樹を一部撤去し再舗装した例  
(横浜市)

## (3) 既存樹木を存置しながらの改良

### ① 樹形の縮小・再生

樹高・枝張りが過大になり、根系と地上部のバランスが悪くなった街路樹は、地上部を縮小剪定することにより、自然な樹形を保ちながら道路空間に適合した状態に再生します。

### ② 根上り対策・再発抑止策

存置可能な場合は、根上りの原因となっている根を腐朽の原因とならないよう丁寧に切断するとともに、植樹帯に根の侵入防止資材を設置する等、根上り再発生の抑止をはかります。

### ③ 間引き

樹木の成長により、樹冠が連続し、隣接する樹木同士が干渉している場合は、樹形縮小の他、間引きにより残った木の健全な生育を図る手法も検討します。

## 取組方針 2. 街路樹の健全性の確保

- 取組2-1 街路樹点検・診断の計画的実施と不健全な樹木の早期発見
- 取組2-2 不健全な樹木の更新・撤去

不健全な街路樹による倒伏事故の発生等を予防し、また路線全体の健全度の状況を把握するため、計画的な点検・診断等による健全度の把握と、不健全な樹木への対応を確実に実施します。

## 取組2-1 街路樹点検・診断の計画的実施と不健全な樹木の早期発見

街路樹点検・診断を定期的の実施し、不健全な樹木を事前に発見するよう努めます。

### 街路樹点検・診断の計画的実施

区分	概要	対象	実施頻度
巡回	・巡回時に通行の危険となる樹木を発見	・全木	・随時
維持管理作業時の発見	・維持管理作業時に発見した危険を管理者に通報し情報共有	・維持管理対象の木	・作業実施時
点検・診断	・樹木医専門家等による近接目視による詳細点検 ・必要な樹木は機器診断を実施	・高木 ・巡回等により必要と判断された木	・5年間隔 (点検)

## 取組2-2 不健全な樹木の更新・撤去

街路樹点検・診断の結果、倒木の危険性が高い木、生育不良の樹木の更新・撤去を進めます。

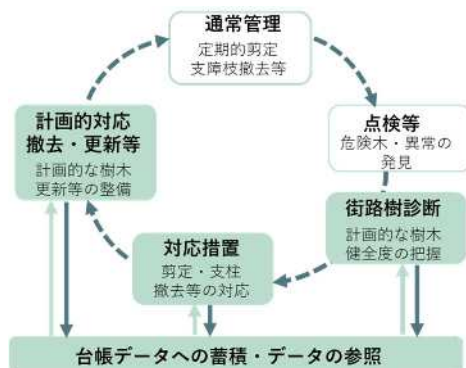
### 取組方針3. 効率的・効果的な維持管理

- 取組3-1 診断データ、維持管理履歴等の台帳一元化による管理効率化
- 取組3-2 「街路樹維持管理マニュアル」の策定
- 取組3-3 地域と連携した街路樹管理の仕組みの推進

限られた予算で効率的・効果的に日常の維持管理を実施するための取組として、診断データや維持管理履歴等の台帳一元化による管理効率化、「街路樹維持管理マニュアル」の策定及び地域との連携等を実施していきます。

## 取組3-1 診断データ、維持管理履歴等の台帳一元化による管理効率化

街路樹毎の情報を位置情報と連動したデータベースとして構築し、点検結果および点検に応じた対応履歴を紐づけることで、街路樹データの一元化を進めることにより、健全性の低い樹木の確認が容易になり、効率的に管理することができます。



街路樹データの蓄積と維持管理サイクルへの反映のイメージ



### 取組3-2 「街路樹維持管理マニュアル」の策定

---

頻度や手法を定めた「街路樹維持管理マニュアル」を策定し、維持管理作業の標準化を図ります。

### 取組3-3 地域と連携した街路樹管理の仕組みの推進

---

さいたま市では、「さいたまロードサポート制度」を実施しており、市民の方が組織したボランティア団体が街路樹の剪定、水やり、落葉の清掃及び除草等の活動を行っています。

今後もさいたまロードサポート制度の仕組みを活用し、市民の方による一層の参画を図っていきます。



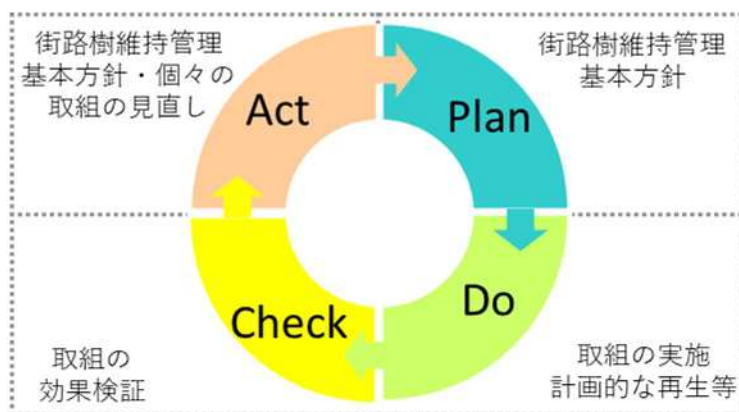
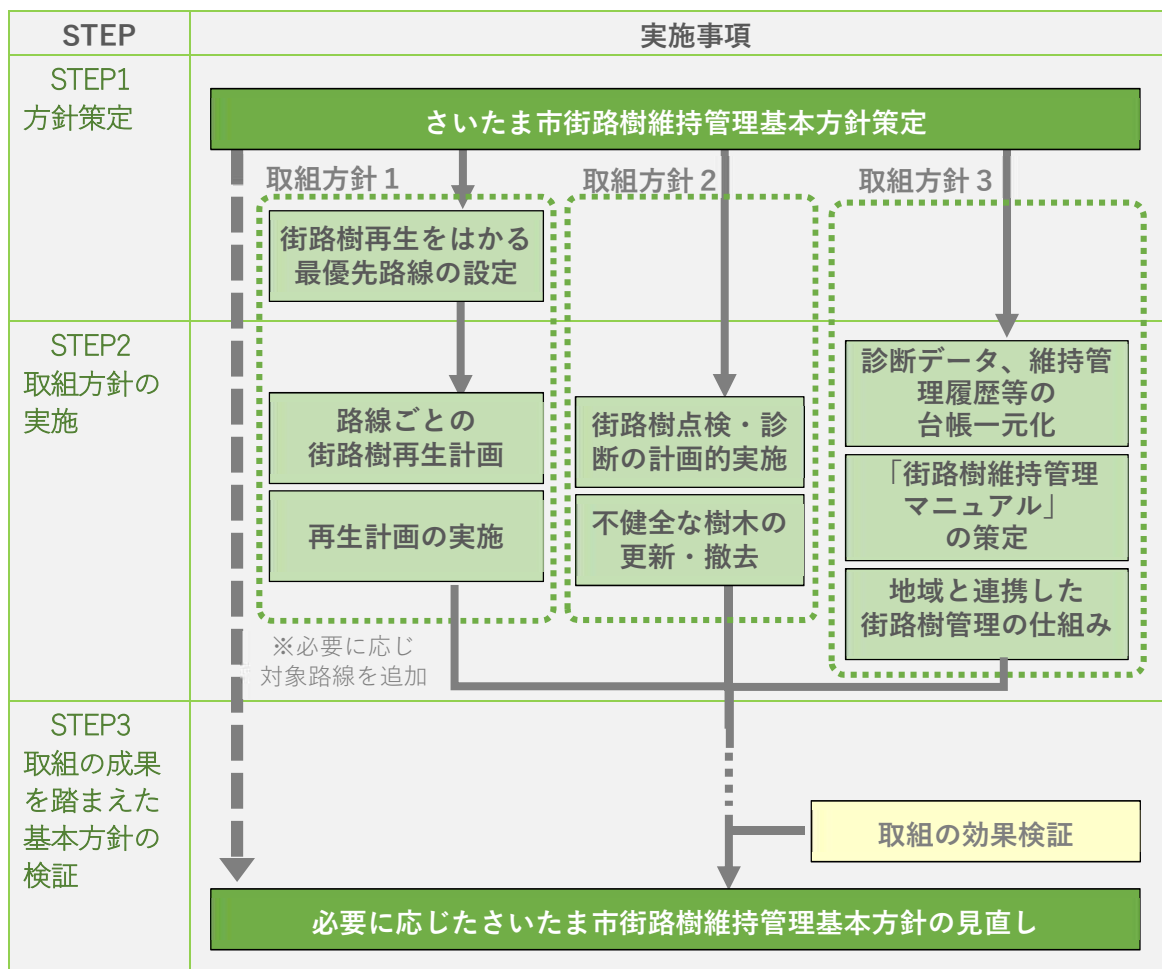
さいたまロードサポートの活動状況  
(一般国道463号・県庁通り)

## V.さいたま市街路樹維持管理基本方針の推進

さいたま市街路樹維持管理基本方針では、対応を最優先に実施する路線を抽出し、個別の状況等を踏まえて街路樹再生の計画を定め、実施していきます。

また、街路樹における健全性確保のため、定期的な街路樹点検・診断の実施、維持管理の効率化に向けた施策等を進めます。

これらの対応策による効果は、全体的な健全度の向上、課題発生状況の改善、維持管理の効率化等を適宜検証し、PDCA サイクルに基づいて必要な見直しを行い、改善を図っていきます。



PDCA サイクルの活用イメージ